

令和4年度診療報酬改定に係る疑義解釈（その3）が発出

4月11日に厚生労働省から、令和4年度診療報酬改定に係る疑義解釈（その3）が発出されましたのでお知らせ致します（「その2」については、歯科関連のものではないため割愛）。

歯科診療報酬点数表関係

【咬合調整】

問1 令和4年3月31日以前に旧歯科点数表における区分番号「1000-2」咬合調整の留意事項通知（1）のイからホまでのいずれかに該当し、当該処置を算定していた患者について、同年4月1日以降に引き続き当該処置を算定する場合は、どのように考えればよいか。

（答）令和4年3月31日以前の算定状況にかかわらず、同年4月1日以降は、改めて改定後の留意事項通知（1）のイからホまでに応じて算定してよい。